東京大学大学院新領域創成科学研究科規則

平成１１年３月１６日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、学融合を通じて新たな学問領域の創成を目指した教育と研究を行うことを目的とする。現代社会の要請とその変化に対応して、人類が解決を迫られている課題に果敢に挑戦するとともに、領域横断的な視点と高度な問題解決能力を有する国際性豊かな人材を育成し、もってより良い社会の実現に積極的に貢献していく。

２　各研究系及び各専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（コース）

第２条　本研究科メディカル情報生命専攻に、医療イノベーションコースを置く。

（教育プログラム）

第２条の２　本研究科において、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

(1)　核融合研究教育プログラム

(2)　サステイナビリティ学大学院プログラム

２　前項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

（学期）

第２条の３　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修士課程の修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第４条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以

上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程又は専門職学位課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　修士課程又は専門職学位課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者　修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第５条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表１の定めるところによる。ただし、第２条の２第１項に定める教育プログラムを履修する者は、所属する専攻の定めによらず教育プログラムの定めるところによる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習（輪講を含む。）については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

４　前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法）

第６条　学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第７条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部の科目

(2)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

(3)　グローバル教育センターの科目

第８条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　学部の科目

(2)　修士課程の科目

(3)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

２　修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、１０単位を限度として、博士後期課程の単位数に加えることができる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第９条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第１０条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（試験）

第１１条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１２条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

（最終試験）

第１３条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（学位の授与）

第１４条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、別表２に定めるところにより、修士（科学）、修士（生命科学）、修士（医科学）、修士（環境学）、修士（国際協力学）又は修士（サステイナビリティ学）の学位を授与する。

第１５条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、別表２に定めるところにより、博士（科学）、博士（生命科学）、博士（医科学）、博士（環境学）、博士（国際協力学）又は博士（サステイナビリティ学）の学位を授与する。

（所属専攻の変更）

第１６条　所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

３　所属専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第５条に規定する単位に算入することができる。

（所属コースの変更）

第１７条　所属コースの変更については、前条の規定を準用する。

（入学資格）

第１８条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　前項の場合において、学則第１６条第１項第９号及び第１０号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

３　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところ

による。
４　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。
（再入学）
第１９条　修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初め又は学期の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。
２　再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。
３　再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。
４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第５条に規定する単位に算入することができる。
（転入学及び転科）
第２０条　学則第２３条に定める転入学及び学第２４条に定める転科の受入れについては、別に定める。
（特別研究学生）
第２１条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
（大学院研究生）
第２２条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。
（大学院科目等履修生）
第２３条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
附　則
この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則
１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。
附　則
１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。
附　則（抄）
１　この規則は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、

平成１３年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年５月１８日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１９年１１月１２日から施行し、この規則による改正後の東京大学新領域創成科学研究科規則の規定は、平成１９年１０月１日から適用する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　平成２０年３月３１日以前に基盤情報学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則　（平成２８年９月１３日東大規則第１４号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　（平成２９年３月１日東大規則第５６号）

1　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年１２月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表１　修士課程・博士後期課程科目表
別表２　授与する学位

沿革

東京大学大学院新領域創成科学研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆平成１１年０３月１６日　　評議会可決
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０２月１８日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１６年０５月１８日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０３月３１日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成１９年１１月１２日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月２６日
◇平成２１年０２月１７日
◇平成２２年０３月３１日
◇平成２３年０３月３１日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２３年０９月１３日
◇平成２４年０３月２７日
◇平成２４年０６月２８日

◇平成２４年０９月１１日
◇平成２５年０２月１９日
◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０２月２４日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０３月０３日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２８年０９月１３日
◇平成２９年０３月０１日
◇平成３０年０２月２８日
◇平成３１年０４月０１日
◇令和０２年０１月２７日
◇令和０３年０３月２３日
◇令和０４年０１月１７日
◇令和０５年０１月２０日
◇令和０５年１２月２２日
◇令和０６年０２月２８日
◇令和０７年０１月１５日